

# 福祉生活病院常任委員会資料

(令和7年12月18日)

## 【 件 名 】

- ひきこもりを考えるフォーラムの開催結果について  
(孤独・孤立対策課)・・・2
- 鳥取県視覚障がい者等の読書環境の整備の推進に関する計画の改訂(案)に関するパブリックコメントの実施について  
(障がい福祉課)・・・3
- 大山町における郵便局を活用したオンライン診療の開始について  
(医療政策課)・・・6

福 祉 保 健 部

## ひきこもりを考えるフォーラムの開催結果について

令和7年12月18日  
孤独・孤立対策課

ひきこもりに関する正しい理解の普及を目的に、「ひきこもりを考えるフォーラム」を開催しましたので、概要について報告します。

### 1 日時及び場所

日時：令和7年11月29日（土） 午後1時30分から4時30分まで

場所：倉吉交流プラザ 視聴覚ホール（倉吉市駄経寺町）

### 2 参加者

64名（ひきこもり当事者、家族、行政等相談支援関係者、教育関係者等）

※録画配信希望の事前申込者の約120名には、後日録画配信のURLを送付する。

### 3 内容

#### （1）講演「長期高齢化したひきこもりに周囲は何ができるか」

講師：ぼそっと池井多氏

- ・ひきこもりの実体験や当事者の会運営経験を踏まえて、ひきこもりの心理、支援者に求められること等を紹介された。



#### （2）出張ひ老会 in 倉吉

- ・講師が東京で開催している「ひきこもりと老いを考える会（ひ老会）」を開催し、ひきこもり当事者や家族、支援者が20名程度参加し自身の体験や悩み等について意見交換を行った。

### 4 参加者の感想（フォーラム参加者アンケート抜粋）

- ・孤立しないために地域のつながり、ネットワークは必要と考えていたが、ひきこもり当事者にとっては地域の目が怖い存在であるということを知り、当事者と同じ目線で話をする、気持ちを理解することが大切だと改めて知ることができた。
- ・ひきこもる方の理由はそれぞれで理解するには時間がかかり難しいけれど、当事者の立場に立つことが第一歩かなと感じた。
- ・当事者の気持ち、また支援者の気持ちとのズレがとてもよくわかった。地域で支えると言いがちだが、本質に目を向けるとそのことの難しさがよくわかった。
- ・参加者が親子の役を演じて、それぞれの立場で日頃言えない思いを伝え合う「親子クロストーク」は、実際の親子の会話にも参考となり、紹介された動画はとてもわかりやすかった。
- ・私はひきこもり当事者であり、今現在支援を受けて前向きに試行錯誤している段階。会場に来られた方や多くの動画視聴希望の方がひきこもりに関心を持っていただいていることがありがたいことだと感じた。

### 5 今後の予定

- ・当日参加できなかった録画配信申込者に配信を行うとともに、市町村担当者に録画配信の案内を行う。
- ・県が委託する「とっとりひきこもり生活支援センター」と市町村で連携してひきこもり当事者等への相談窓口の周知や相談支援を行っており、引き続き県民全体の理解促進を図る。

**鳥取県視覚障がい者等の読書環境の整備の推進に関する計画の改訂（案）に関する  
パブリックコメントの実施について**

令和 7 年 1 2 月 1 8 日  
図書館・障がい福祉課

本県では、令和元年 6 月 2 8 日に施行された「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」（以下「読書バリアフリー法」）に基づいて、「鳥取県視覚障がい者等の読書環境の整備の推進に関する計画」（以下「県読書バリアフリー計画」）を令和 3 年 3 月に策定しています。

現在の県読書バリアフリー計画の期間が令和 7 年度末までとなっており、令和 8 年度から 1 2 年度末までの 5 年間に係る計画の改訂案を関係者による協議会等で検討してきたところですが、この度、改訂案に対する県民の皆様の御意見を広くお聞きするため、パブリックコメントを実施します。

**1 パブリックコメント募集期間**

令和 7 年 1 2 月 1 9 日（金）から令和 8 年 1 月 1 5 日（木）

**2 県読書バリアフリー計画改訂（案）の概要**

（1）計画期間 令和 8 年度から令和 1 2 年度の 5 年間

（2）改訂（案）のポイント

**ア 目標の新設**

「誰でも生涯にわたって読書を通じて文字・活字文化の恩恵を享受できるユニバーサルな（誰にとっても不自由がない）読書環境を実現する」という目指す姿を明記する。

**イ 基本的な方針の見直し**

当事者もそれ以外の者も、先ず読書バリアフリーについて知ることが必要であることを踏まえ、基本的な方針に「普及・啓発」を明記し、強調する。

**（基本的な方針）**

- ①アクセシブルな書籍等の充実
- ②障がいの有無、年齢に関係なく誰もが自分にあった書籍等にアクセスできるサービスの充実
- ③すべての人が読書を楽しめる環境の普及・啓発

**ウ 対象の明確化**

「視覚障がい者等」としている計画対象を、「視覚障がい者等、高齢者、知的障がい者など紙に印刷された一般的な本での読書に困難を感じている全ての人」へ明確化する。

**エ 施策の方向性（重点的に取り組む施策）**

**①アクセシブルな書籍等の充実**

- ・アクセシブル（※）な書籍等の収集 ※「障がいの有無にかかわらず利用しやすい」の意
- ・インターネットを利用したサービスの提供
- ・アクセシブルな書籍等の製作人材確保・養成及び製作と製作支援

**②障がいの有無、年齢に関係なく誰もが自分にあった書籍等にアクセスできるサービスの充実**

- ・当事者の意見やニーズを起点にしたサービスの実施
- ・学校、図書館及び市町村でのアクセシブルな書籍等の利用の支援
- ・アクセシブルな書籍・機器等の利用の支援

**③すべての人が読書を楽しめる環境の普及・啓発**

- ・市町村や福祉・医療・学校・書店等との連携による読書に困難がある者への普及
- ・多様な読書のあり方の幅広い層への普及・啓発

**3 鳥取県読書バリアフリー推進に係る関係者協議会の概要**

**（1）協議会の概要**

県の計画策定の参考とするため、当事者や関係団体等の意見を聴取することを目的として開催。  
（委員構成）図書館関係団体、障がい当事者団体、特別支援学校、音訳・点訳実施団体、行政機関 等

**（2）協議会の主な意見**

- ・読書バリアフリー法の「視覚障害者等」の「等」が明確でなく、対象をどう整理するのか。
- ・障がい等の当事者以外に、広く読書バリアフリー・多様な読書の在り方について啓発すべき。

**4 今後のスケジュール（案）**

1 2 月 1 9 日～1 月 1 5 日 パブリックコメント実施

2 月 県議会常任委員会報告（パブリックコメント実施結果）

# 鳥取県視覚障がい者等の読書環境の整備の推進に関する計画 (鳥取県読書バリアフリー計画)【改訂案】の概要

## 1 計画の概要

### (1) 計画の位置づけ

本計画は、読書バリアフリー法第8条第1項の規定に基づき、鳥取県における視覚障がい者等の読書環境の整備の推進に関する計画について定めるものです。

### (2) 計画期間 令和8年度から令和12年度(5年間)

## 2 計画の対象

### (1) 対象者

- 読書バリアフリー法第2条第1項の規定による、視覚障がい者等(視覚障がい者、読字に困難がある発達障がい者、寝たきりや上肢に障がいがある等の理由により、書籍を持つことやページをめくることが難しい、あるいは眼球使用が困難である身体障がい者等。なお、障害者手帳の所持の有無は問わない。)
- さらに、高齢、聴覚障がい、知的障がい、軽度認知障がい(MCI)・認知症などの理由により、紙に印刷された一般的な書籍による読書に困難があるすべての者

### (2) 対象資料

乳幼児期から高齢期の各ライフステージで必要とされる様々な種類の書籍(雑誌、新聞その他の刊行物を含む)

## 3 基本的な方針等

### (1) 目指す姿

- 誰でも生涯にわたって読書を通じて文字・活字文化の恩恵を享受できるユニバーサルな(誰にとっても不自由がない)読書環境を実現します。
- 個別のバリアフリー対応を進めつつ多様な読書の在り方を普及することにより、誰もが利用しやすく、自分に合った方法を選択して読書できる環境へ近づけていき目指す姿を実現します。

### (2) 基本的な方針

- ア アクセシブルな書籍等の充実
- イ 障がいの有無、年齢に関係なく誰もが自分にあった書籍等にアクセスできるサービスの充実
- ウ すべての人が読書を楽しめる環境の普及・啓発

### (3) 数値目標

基本的方針に関する数値目標を設定し、実現に努めます。

(主な項目) 県立図書館のアクセシブルな書籍等の所蔵数:

現計画 18,500点 ⇒ 改訂後 19,500点 (R6 年度末 18,563点)

点訳・音訳ボランティア養成研修の受講者数(新設目標):70人/年 (R6 年度末:45人/年)

## 4 施策の方向性と主な取組

### 基本的な方針1 アクセシブルな書籍等の充実

#### ア アクセシブルな書籍等の収集

- ・ 県立図書館は、アクセシブルな書籍(大活字本、デージー図書、触る絵本、アクセシブルな電子書籍等)と拡大読書器等の機器の購入を進め、市町村や学校の図書館でも利用できるようにします。
- ・ ライトハウス点字図書館で、点訳・音訳資料、デージー図書などのアクセシブルな書籍等の製作を進めます。  
(主な取組)
  - ・ アクセシブルな電子書籍・オーディオブックなど、県立図書館による様々なアクセシブルな書籍の購入増加 など

#### イ インターネットを利用したサービスの提供

- ・ 視覚障がい等のため紙に印刷された本での読書が困難な方へ、サピエ図書館や国立国会図書館のインターネットを利用したサービスについて、医療・福祉・ボランティアなどの協力も得て届けます。  
(主な取組)
  - ・ 市町村立図書館等と協力し、インターネットを利用したサービスの体験会を実施
  - ・ インターネットを利用したサービスのチラシ等を作成し、医療・福祉・ボランティアを通じて必要な方へ広報 など

#### ウ アクセシブルな書籍等の製作人材確保・養成

- ・ 書籍の音訳・点訳等に携わる方への日常的な助言・指導とスキルアップに向けた研修を継続します。
- ・ 製作人材の確保に向け、若い世代も対象に、触って楽しむ本等の製作体験の機会を設けます。  
(主な取組)
  - ・ アクセシブルな書籍製作にかかわる方への研修・助言等の継続
  - ・ 学生ボランティアなど若い世代による布絵本等の製作体験の実施 など

#### エ アクセシブルな書籍等の製作と製作支援

- ・ ライトハウス点字図書館、音訳・点訳ボランティアのアクセシブルな資料の製作を支援します。
- ・ 新たな技術やアクセシブルな資料を製作できる事業者の情報を収集し、製作手段の多様化に取り組みます。  
(主な取組)
  - ・ ライトハウス点字図書館による、特定書籍や特定電子書籍等の製作者への製作手順等の共有
  - ・ 合成音声等の新技術を活用した音訳図書等の製作などについての情報収集 など

## 基本的な方針2 障がいの有無、年齢に関係なく誰もが自分に合った書籍等にアクセスできるサービスの充実

### ア 当事者の意見やニーズを起点にしたサービスの実施

- ・学校や市町村立図書館で現場の声を聞き、当事者にサービスを体験してもらいサービス改善に努めます。
- ・鳥取県読書バリアフリー推進に係る関係者協議会等で意見を聞き、当事者ニーズに沿う事業につなげます。

#### (主な取組)

- ・ライトハウス点字図書館や県立図書館による市町村立図書館や学校への訪問相談
- ・視覚障がい者等を対象とした県立図書館のサービス体験を通じたニーズ把握 など

### イ 学校でのアクセシブルな書籍等の利用の支援

- ・読書に支援が必要な児童生徒が、自分に合った方法で読書できる環境づくりを支援します。
- ・障がいの有無にかかわらず、児童生徒が様々な読書の方法を知ることができる環境づくりを支援します。

#### (主な取組)

- ・出前図書館、図書館ソア等の機会をとらえた児童生徒・教職員へアクセシブルな書籍等の体験の提供
- ・学校図書館で読書バリアフリーのコーナー設置やPRの展示を行えるよう支援
- ・教職員・学校図書館職員へ読書バリアフリーやアクセシブルな書籍等に関する研修を実施 など

### ウ 図書館でのアクセシブルな書籍等の利用の支援

- ・県内の図書館と協力し、紙に印刷された本での読書が困難な方へ医療・福祉と連携して情報を提供します。
- ・図書館職員に読書バリアフリーの研修を行い、身近な図書館等で自分に合った読書ができるよう支援します。

#### (主な取組)

- ・医療・福祉と連携した、支援を必要とする当事者への読書バリアフリーサービスに関する情報提供
- ・図書館職員向けの読書バリアフリーに関する研修の実施や、先進事例などの情報提供 など

### エ 市町村でのアクセシブルな書籍等の利用の支援

- ・視覚障がい者等の機器購入への助成や、利用方法修得に向けた支援を行います。
- ・市町村における総合的・計画的な事業推進のため、読書バリアフリー計画の策定について働きかけます。

#### (主な取組)

- ・視覚障がい者等の機器購入への助成と利用方法習得の支援
- ・読書バリアフリー計画策定に関する情報提供と策定への支援 など

### オ アクセシブルな書籍・機器等の利用の支援

- ・医療・福祉・学校と連携して体験会の実施等を通じて情報提供を強化します。
- ・誰でも利用できるアクセシブルな書籍やグッズなどの情報を発信します。

#### (主な取組)

- ・ライトハウス点字図書館等・ICTサポートセンター等による端末機器等の情報提供・利用の支援
- ・図書館職員へ機器の使用法についての研修を行い、図書館での対応を充実
- ・教育委員会の関係職員等へ端末機器等の情報や利用方法について周知し、学校での利用を推進 など

## 基本的な方針3 すべての人が読書を楽しめる環境の普及・啓発

### ア 市町村や福祉・医療・学校・書店等との連携による読書に困難がある者への普及

- ・身近な図書館等でのサービス充実に向け、市町村立図書館職員を対象とした研修を実施します。
- ・読書に支援が必要な方が利用する福祉事務所や相談機関、医療機関・患者団体と連携して情報発信します。
- ・オーディオブックなどのアクセシブルな書籍等の情報を地域の書店でも知ることができるよう努めます。

#### (主な取組)

- ・図書館等の職員向けの読書バリアフリー研修を実施し、市町村の図書館等での体験会等の実施につなげる
- ・アクセシブルな書籍や読書バリアフリーサービスに関する広報資料を作成し、市町村、医療、福祉、学校、書店を通じて情報発信 など

### イ 多様な読書のあり方の幅広い層への普及・啓発

- ・読書に困難のある人へ、自分に合った読書スタイルについて情報提供を行います。
- ・将来、障がいや高齢等により読書が困難になっても、自分に合った読書ができるよう情報発信を行います。

#### (主な取組)

- ・身近な図書館等でのアクセシブルな書籍等の使用体験会(再掲)
- ・学生ボランティア等若者による聞いて楽しんだりさわって楽しんだりできる本の製作(再掲)
- ・アクセシブルな書籍や読書バリアフリーサービスに関する広報資料を作成し、市町村、医療、福祉、学校、書店を通じて情報発信(再掲) など



# 大山町における郵便局を活用したオンライン診療の開始について

令和7年12月18日

医 療 政 策 課

大山町において、県内初となる郵便局を活用したオンライン診療が、12月17日から開始されましたので、概要について報告します。

## 1 経緯

大山町の大山寺地区（無医地区）は高齢者が多く、周辺に医療機関が無い場合、冬季の積雪時は医療アクセスが不便であることから、住民に必要な医療を提供するため、地元住民が日頃から利用する郵便局を活用したオンライン診療を実施する。

## 2 オンライン診療の概要

- (1) 実施者：大山町、大山町国民健康保険大山診療所、鳥取県看護協会
- (2) 日 時：1月から3月まで毎月1回、第3水曜日にオンライン診療を実施  
※12月17日（水）午後2時から午後4時までオンライン診療開始式を開催
- (3) 場 所：大山寺郵便局（大山町大山）及び大山診療所



## 3 オンライン診療の実施方法

- ・大山寺郵便局の応接室をオンライン診療会場として整備し、情報通信機器を使い、大山診療所にいる医師から診察を受ける。
- ・処方薬の受け取りは、処方箋を大山診療所から FAX にて町内薬局に送信し、郵便局員が患者宅にゆうパック等で配達する。
- ・郵便局でのオンライン診療にあたっては、患者の側に看護師（鳥取県看護協会の協力により看護師を派遣）が同席し、診療補助や情報通信機器の操作を行う。  
＜オンライン診療時に患者の側に看護師がいることのメリット＞
  - ・医師からの説明を看護師が患者に分かりやすく説明することで、患者の理解も深まり、医師とのコミュニケーションを円滑に行うことができる。

## 4 県の支援

県は国庫補助金へき地診療所運営事業を活用し、大山町に対してオンライン診療を行う医師の人件費や情報通信機器等の整備費を支援。

- ・予算額：2,882 千円
- ・補助率：10/10（国 2/3、県 1/3）